

『建設工事』準市内業者認定申請要領
～建設工事の準市内業者の認定を希望される業者の皆さんへ～

宇土市では、**建設工事**に係る入札・契約の適正化及び建設工事の適正な施工を確保するために、平成 23 年度から競争入札参加有資格者名簿に登録する業者区分として「準市内業者」の認定基準を定めています。

これは、本市内に置かれる支社等（本店以外の営業所）のうち、当該認定基準に定める要件を満たす支社等を「準市内業者」として認定し、競争入札参加及び随意契約等において、市内に本店を有する業者に準じた取扱いを行うものです。

今回、これまで実施してきた認定状況を踏まえ、準市内業者認定の要件について、さらに具体的かつ明確にするために認定基準を見直すとともに、令和 5・6・7 年度の競争入札参加者有資格名簿から適用することとします。

つきましては、新しい名簿において準市内業者として認定を希望される業者は、令和 5・6・7 年度宇土市競争入札参加資格審査申請までに認定の要件を満たすようお願いいたします。

1. 準市内業者認定の要件

(1) 事務所の形態

- ① 支社等が、競争入札参加を希望する業種について建設業法第 3 条の許可を受けている営業所であること。(準市内業者認定基準第 2 条)
- ② 支社等に自社の看板を常設していること。(準市内業者認定基準第 2 条第 2 項第 1 号)
- ③ 支社等に恒常的に本社等に転送状態でない自社の専用電話及び専用ファクシミリを常設していること。(同第 2 号)
- ④ 支社等に業務に必要な備品類及び帳票類ならびに必要な設備が常備されていること。(同第 3 号)
- ⑤ 事務所が当該者所有または同者を当事者とする賃貸借その他の契約による、容易に移動できない建物であること。(同第 4 号)

(2) 事務所の人員配置

- ① 支社等に法第 7 条第 2 項に定める専任技術者が配置されていること。(同第 5 号)
- ② 支社等に受任者（入札及び契約に係る権限を委任されている者）が勤務していること。(同第 5 号)
- ③ 支社等及び受任者が市税の滞納をしていないこと。(同第 6 号)

※ 要件を満たさない場合は、市外業者として取り扱います。

2. 認定を受けるには

準市内業者の認定を受けるには、上記の要件を満たすことが確認できる書類（以下参照）を、令和 5・6・7 宇土市競争入札参加資格審査申請と同時に提出する必要があります。

【提出書類】

- ・受理済の建設業許可申請書又は変更届出書の写し
- ・支社等の外観及び内部の写真
- ・受理済の専任技術者証明書の写し
- ・受任者及び事務員の雇用の確認できる書類（保険証等）の写し
- ・受任者及び事務員の勤務状況の記録（タイムカード・出勤簿等）の写し
- ・営業所の不動産登記簿謄本，納税証明書または不動産賃貸借契約書等の写し
- ・誓約書(宇土市建設工事競争入札参加における準市内業者認定基準様式第 1 号)

（※様式有）

- ・その他市長が指定する書類

※ 認定の審査結果通知は、申請された各業者に文書でお知らせします。手続き等詳細については市財政課契約管財係までご連絡ください。

※参考資料

宇土市建設工事競争入札参加における準市内業者認定基準